

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和5年8月30日

寒川町監査委員 後藤 雅弘  
同 太田 眞奈美

**1 監査の種類**

財務監査のうち定期監査

**2 監査の実施期間**

令和5年7月12日から令和5年7月28日まで

**3 監査の対象部課等**

健康福祉部 高齢介護課、保険年金課

**4 監査の対象**

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

**5 監査の着眼点（評価項目）**

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
- ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
- ・組織、運営の合理化  
などに着目して監査を実施した。

**6 監査の実施内容**

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、負担金、補助金及び交付金の支出事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施して検査を行った。

**7 監査の結果**

**【健康福祉部 高齢介護課】**

前回の定期監査において、支出事務を中心に不適切な事務処理が多く見られたが、今回の監査においても支出事務において改善を要する事務処理が散見された。

なお、留意すべき事項については文書指導とし、その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

**【健康福祉部 保険年金課】**

令和4年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されて

いるものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

## 8 監査の結果に関する意見

### 【健康福祉部 高齢介護課】

#### (1) 会計事務処理体制等について

支出事務において基本的な部分の誤りが散見された。今後は、財務に関する事務が適切に執行されるよう職員の連携強化を図り、チェック体制の整備に努めていただきたい。

#### (2) 今後の業務について

高齢者人口の増加とともに、要介護者・要支援認定者数も年々増加する中、様々な状況にある高齢者へのきめ細やかな支援が求められており、業務量も増加しているところであるが、職員の連携を強化し、組織力を向上させ、会計事務をはじめ事務事業の適切な執行が行える体制の構築に努めていただくよう要望する。

### 【健康福祉部 保険年金課】

#### (1) 保険料の収納率向上について

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度を安定的に運用していくためには、財源の確保が重要であり、保険料については、その収納率向上が求められる。

特に、後期高齢者医療事業においては「団塊の世代」が75歳を迎える2025年が目前に迫る中、被保険者数の増加が確実に見込まれている。

今後も、さらなる収納率の向上を目指し、税務収納課との連携を強化し、収納事務に取り組まれない。